

第5章 環境施策と各主体の行動

基本方針、基本目標及び個別目標を実現するための具体的な取組である環境施策や環境保全行動は、次のとおりです。これらを効果的に推進するためには、市民、事業者及び行政の各主体がそれぞれの役割を果たし、連携・協働しながら取り組むことが必要です。そのため、この章では各主体の役割について具体的に示しました。

基本方針 水と緑のまちをめざして

基本目標1 自然を守り育てるまち

個別目標(1) 豊かな自然の維持・回復

1) 水辺環境の保全と活用

良好な水辺環境を保全するため、多摩川や用水路などの水質改善を図るとともに、市民や事業者への意識啓発を行います。また、水辺の自然環境調査を実施します。

湧水^{ゆづい}については、水量などの現況調査を行い、水量の維持・増加を図るため、雨水浸透施設や透水性舗装などにより、雨水の地下浸透を促進します。

また、多摩川の河川敷の緑道・遊歩道の整備を国へ要請するとともに、既存の緑道や公園などと結び、水と緑のネットワーク化を図ります。

2) 公園・緑地などの保全と活用

良好な緑地を保全するため、公園の清掃・管理などへの市民参加を進め、保存樹木・保存樹林制度などの充実、農地・樹林への支援などにより、緑地の保全を推進します。

また、市民や事業者と協力して、緑地保全の意識啓発を行い、緑につつまれたうるおいのあるまちづくりを進めます。

市民が緑に親しめる場や避難場所などの防災的側面としても重要な農地については、環境保全型の農業を支援するとともに、農地の保全を図ります。

3) 生態系の保全

市内の動植物の調査を行い、実態を把握するとともに、保護が必要な種類については保護対策を実施します。また、生物の生息・生育空間である緑や水辺を確保し、多様な生態系の保全に努めます。

行政の環境施策

1) 水辺環境の保全と活用

多摩川・用水路・湧水^{ゆうすい}などの水辺環境や水質について、市民参加で調査するとともに保全の啓発を行います。また、用水路については多自然化するとともに、多摩川については水質の改善を東京都に要請します。

湧水^{ゆうすい}の水量の維持・増加のため、雨水浸透施設の設置に対する助成や透水性舗装の施工などにより、雨水の地下浸透を促進します。

多摩川の河川敷の緑道・遊歩道の整備を国へ要請するとともに、緑道や遊歩道、公園や用水路などと結び、水と緑のネットワーク化を進めます。

2) 公園・緑地などの保全と活用

緑の実態調査や公園・緑地の清掃・管理を市民参加で進め、緑につつまれたうるおいのあるまちづくりを進めます。

保存樹木・保存樹林制度などの充実を検討します。

農地・樹林の保全のため、条例などの活用を検討します。

市民農園などでの環境保全型の農業に関する取組を推進するとともに農地の保全を図ります。

緑地の保全のため、緑地保全地区、緑地保全地域の適用を東京都に要請します。

田畑などのふるさと風景を調査し、良好なものを保全地域に指定します。

馬場大門けやき並木やその周辺の緑を保全するため、定期的な樹木診断や、市民参加の保全活動などを行います。

農地の保全のため、地元農産物の利用を促進し、学校給食での利用を推進します。

3) 生態系の保全

市民や事業者の参加による市内の動植物の調査を実施し、調査結果を公表します。

生物の生息・生育空間である緑や水辺を確保し、多様な生態系の保全を図ります。

多自然化 / 生物の生息・生育環境や景観などに配慮した整備を進めること。

市民の環境保全行動

1) 水辺環境の保全と活用

多摩川・用水路・湧水ゆうすいなどの水辺環境や水質の調査、用水路の整備に協力します。

雨水浸透施設などを導入して、雨水の地下浸透に努めます。

2) 公園・緑地などの保全と活用

緑の実態調査や、公園・緑地の清掃・管理に参加するなど、緑につつまれたうるおいのあるまちづくりに協力します。

市民農園の利用などを通じて、有機農業など環境保全型の農業への理解に努めるとともに、農地トラストの設立と活動に協力します。

馬場大門けやき並木やその周辺の緑の保全に協力します。

農地の保全のため地元農産物の利用に努めます。

3) 生態系の保全

市内の動植物の調査に参加するなど、生態系の保全に協力します。

事業者の環境保全行動

1) 水辺環境の保全と活用

多摩川・用水路・湧水ゆうすいなどの水辺環境や水質の調査、用水路の整備に協力します。

雨水浸透施設や透水性舗装などを導入して、雨水の地下浸透に努めます。

2) 公園・緑地などの保全と活用

緑の実態調査や、公園・緑地の清掃・管理に参加するなど、緑につつまれたうるおいのあるまちづくりに協力します。

有機農業など環境保全型の農業に努めるとともに、農地トラストの設立と活動に協力します。

農地の保全や地元農産物の利用に努めます。

馬場大門けやき並木やその周辺の緑、崖線がいせんの緑、田畑などで構成されるふるさと風景の保全に努めます。

3) 生態系の保全

市内の動植物の調査に参加するなど、生態系の保全に協力します。

個別目標(2) 新たな自然の創出

1) 緑化の推進

生態系への配慮に努めながら、屋上、ベランダ、壁面、建物の周囲などの緑化を推進します。

また、計画的な緑化に向けて緑化方針を策定するとともに、緑化に対する支援を拡充し、市の施設では、緑化の普及と意識向上のために、率先して緑化を推進します。

2) 歩道空間の利用促進

緑道や里道などを活用し、散策路やサイクリング道路、休憩場所などを整備し、水や緑とふれあいながら周辺の風景を楽しめる身近な歩道のネットワーク化を進めます。

また、歩道の通行の安全性確保と、街路樹の整備や管理について道路管理者と協議するなど、歩道の利用の安全性や快適性の向上を図ります。

里道/国道、県道、市町村道以外の公共の道路で道路法の適用がない道。土地登記簿に地番、地積、所有者等の記載がないが、一般に法定外公共用物として国有財産とされている。

行政の環境施策

1) 緑化の推進

市の道路や公園、施設の屋上や壁面などの緑化を推進します。

緑化に関する意識啓発を行い、支援の拡充を図るとともに、自然に配慮した緑化方針を策定します。

街路樹には自然に配慮した樹種を選定するとともに、その植栽方法や管理について検討します。

公園・緑地の落ち葉を堆肥化し、市民に還元することで、緑化を推進します。モデル校による校庭の芝生化(草地化)や、屋上緑化及び適切な箇所での壁面緑化を推進します。

2) 歩道空間の利用促進

里道の歩道化を検討するとともに、既存の緑道などと連結し、休憩場所などがある快適な歩道のネットワーク化を進めます。

歩道などの安全性の確保に努めるとともに、街路樹のある快適な歩道を整備します。

市民の環境保全行動

1) 緑化の推進

市の緑化方針に協力し、庭や屋上、ベランダなどの緑化や、生け垣の設置などに努めます。

落ち葉のリサイクルによる緑化の推進や街路樹のあるまちづくりに協力します。モデル校による校庭の芝生化（草地化）に協力します。

2) 歩道空間の利用促進

里道や既存の緑道を活用した歩道のネットワーク化に協力します。

事業者の環境保全行動

1) 緑化の推進

市の緑化方針に協力し、屋上や壁面など、敷地内の緑化に努めます。

落ち葉のリサイクルによる緑化の推進や街路樹のあるまちづくりに協力します。モデル校による校庭の芝生化（草地化）に協力します。

2) 歩道空間の利用促進

里道や既存の緑道を活用した歩道のネットワーク化に協力します。

基本目標2 自然とふれあえるまち

個別目標(3) ふれあいの場の整備

1) 親水空間の整備

多摩川や用水路については、市民が、水辺に親しめる空間としての整備を推進し、水辺とのふれあいを楽しめるとともに、体験学習や環境学習のできる場所とします。

2) 生物生息空間の整備

公園、学校などを中心に、環境学習の一環として地域にふさわしいビオトープを設置するなど、市民が自然とふれあえる環境を整備します。

また、緑地や用水路、崖線^{がいせん}、緑道などが野鳥や昆虫などの生息場所・コリドーとな

るよう、整備を進め、市民が身近に自然とふれあえる環境づくりを行うとともに、市民参加でその環境を保全し、環境学習の場として活用します。

行政の環境施策

1) 親水空間の整備

多摩川に関する調査・研究を行うとともに、体験学習や環境学習の場としての水辺の整備を国へ要請し、多摩川に残る自然の保全に努めます。
市民、農業者、研究者、教育関係者及び市が協議し、用水路の親水空間としての整備を進めます。

2) 生物生息空間の整備

公園、学校、事業所などでのビオトープの設置を推進します。
水田、あぜ、用水路などが一体となった自然環境の復元を進めます。
緑地や崖線、用水路などの保全に努め、野鳥や昆虫の生息場所・コリドーとなるとともに市民が観察できる場となるよう整備を進めます。
市民の参加を得て、ビオトープの設置・管理や緑地の環境改善活動を推進します。

市民の環境保全行動

1) 親水空間の整備

多摩川に関する調査・研究と、体験学習や環境学習の場としての水辺の整備に協力します。
用水路を親水空間として整備するため、市民、農業者、研究者、教育関係者及び市の協議に協力します。

2) 生物生息空間の整備

水田、あぜ、用水路などが一体となった自然環境の復元や学校などでのビオトープの設置・管理、緑地の環境改善活動に協力します。
緑地や崖線、用水路などの保全と、野鳥や昆虫の生息場所・コリドーとなるとともに市民が観察できる場となるような環境の整備に協力します。
庭にビオトープを設置するなど、身近な生きものの生息空間づくりに努めます。

事業者の環境保全行動

1) 親水空間の整備

多摩川に関する調査・研究と、体験学習や環境学習の場としての水辺の整備に協力します。

用水路を親水空間として整備するため、市民、農業者、研究者、教育関係者及び市の協議に協力します。

2) 生物生息空間の整備

水田、あぜ、用水路などが一体となった自然環境の復元や学校などでのビオトープの設置・管理、緑地の環境改善活動に協力します。

緑地や崖線、用水路などの保全と、野鳥や昆虫の生息場所・コリドーとなるとともに市民が観察できる場となるような環境の整備に協力します。

事業所内にビオトープを設置するなど、身近な生きものの生息空間づくりに努めます。

基本目標3 安全でゆとりのあるまち

個別目標(4) 都市基盤の整備

1) 安全な道路交通の推進

安全な道路交通を確保するため、市の交通総合対策を検討します。交通総合対策に関する市民参加の検討会を設置し、市中心部への自動車の流入抑制対策や自転車交通対策、歩行者安全対策などを中心に検討します。

2) 適切な土地利用の推進

府中市総合計画及び府中都市計画に関する基本的な方針の全体構想に基づき、適切な土地利用を推進します。市民と市が協働し、21世紀にふさわしいまちづくりを進めるため、地域住民が主体的に参画する地区計画や建築協定などの制度の導入を図ります。また、導入に際しては、府中都市計画に関する基本的な方針の地域別構想の策定などを通じ、市民が自らの発意によるまちづくりに積極的に参画するための仕組みを検討します。

この仕組みとして、都市計画のきめ細かな具体化を図るための「まちづくり条例」などの制定、まちづくりに関する各地域の市民による自主的な団体と市との協働活動などについて検討します。

3) 公園などの整備と活用

市民参加の検討会を設置し、公園の整備や活用、管理のあり方を検討し、市の管轄外である公園や公共用地については、必要に応じて国や東京都へ要請します。また、都市公園の適正配置についても検討します。

市の施設については、施設に応じた環境配慮指針を提示し、その指針に沿った施設整備や環境保全のための活用を推進します。

4) 防災対策とまちづくり

防災対策の基盤となる地域コミュニティの活性化のため、市民の自主活動や交流の機会の拡充を図ります。そのため、資料提供や人材派遣などの支援を行うほか、防災とまちづくりに関するセミナーやワークショップ、まちづくりリーダーの養成講座などを開催し、災害に強いまちづくりを推進します。

行政の環境施策

1) 安全な道路交通の推進

交通総合対策に関する市民参加の検討会を設置し、市中心部への自動車の流入抑制対策や自転車交通対策、歩行者安全対策などの交通総合対策を検討します。

【自動車の市中心部への流入抑制対策】

歩行者・自転車利用者の安全確保のため、駐車料金の割高制度の検討や周辺の駐車場の活用などにより、けやき並木通りなど市の中心部への自動車の乗り入れの抑制を多角的に配慮しながら検討します。

ロードプライシングの導入による市内への自動車の乗り入れ抑制を東京都に要請します。

【自転車交通対策】

「自転車都市宣言」を行い、自転車レーンの整備を検討し、環境への負荷が少ない自転車の利用を推進します。

市の施設では率先して自転車駐車を整備し、店舗などの事業所にも設置や拡張を要請します。

商店街や鉄道事業者などの事業者と協働で放置自転車対策を強化し、自転車駐車場の整備を進めます。

自転車の共同利用制度について、研究を行います。

自転車と歩行者が安心して利用できる歩道の改善を進めます。

都道や国道の道路管理者に対し、自転車専用レーンの設置などを要請します。

自転車の走行マナーに関する啓発、PRを強化します。

小・中学校の交通安全教育について、地域の市民ボランティアの活動を支援します。

【歩行者安全対策】

市民の意見を基に、コミュニティバスやバス路線の検討を行い、交通不便地域の解消を目指します。

歩道の拡幅や歩行者部分と自転車部分の区分など歩道整備を進めます。

【その他】

緑道の連結・延長や、東八道路と府中多摩川かぜのみちを南北に結ぶなどにより、歩行者と自転車のための安全な市内回周道路の設置に取り組みます。

コミュニティゾーンの設置について検討し、住宅地域を通過する自動車に対する安全対策を推進します。

夜間のバスの増便や京王線の連続立体交差地区の延伸など、公共交通機関の改善を関係機関に要請します。

2) 適切な土地利用の推進

市民の自らの発意によるまちづくりのため、「まちづくり条例」などの制定やまちづくりに関する各地域の市民による自主的な団体と市の協働活動などについて検討します。

適切な土地利用の推進のため、保存が必要な土地について、市の優先買い取り制度や借上げ制度を検討します。

西府町の府中崖線がいせんに計画されている道路の新設については、崖線の保全及び新駅利用の観点から今後検討します。

3) 公園などの整備と活用

公園や公共用地に関する市民参加の検討会を設置し、公園の適正配置や整備、管理、活用について検討します。市の管轄外である公園や公共用地については、必要に応じて国、東京都へ要請します。

施設に応じた環境配慮指針により市の施設の整備を推進します。

市民の環境保全活動のため、市の施設の利用を推進します。

4) 防災対策とまちづくり

防災対策の基盤となる地域コミュニティの活性化のため、市民の自主活動や交流の機会の拡充を図ります。

資料提供や人材派遣などの支援を行うほか、防災とまちづくりに関するセミナーやワークショップ、まちづくりリーダーの養成講座などを開催します。

災害に強いまちづくりのため、オープンスペース や緑地の確保を行うとともに、道路の整備や袋小路 の発生防止を推進します。

ロードプライシング / 通行料格差による自動車誘導策

オープンスペース / 公園や広場など、建物がなく空間に広がりのある場所のこと。

袋小路 / 行止りになっていて通り抜けられない小路

市民の環境保全行動

1) 安全な道路交通の推進

けやき並木通りなど市中心部への自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。

自動車の運転時は運転マナーの厳守などにより、近隣住民に迷惑がかからないように努めます。

自転車を放置せず、自転車駐車場の利用に努めます。

歩行者などの安全に配慮した自転車利用に努めます。

地域の市民ボランティアによる小・中学校の交通安全教育に協力します。

2) 適切な土地利用の推進

まちづくりに関する各地域の市民による自主的な団体などを通じたまちづくりの協働活動に協力します。

3) 公園などの整備と活用

公園や公共用地に関する検討会や公園の管理に協力します。

4) 防災対策とまちづくり

避難訓練をはじめ、日ごろから地域活動への参加に努めます。

地域コミュニティの活性化を図るため、ボランティア活動への参加に努めます。災害に強いまちづくりのため、オープンスペースや緑地の確保に協力します。

事業者の環境保全行動

1) 安全な道路交通の推進

自転車駐車場の設置・拡張に努めるとともに、歩道などに置かれた放置自転車の整理に協力します。

自動車の利用をできるだけ控え、自転車や公共交通機関の利用に努めます。けやき並木通りへの自動車の乗り入れを控えるなど、市中心部への自動車の利用抑制に努めます。

自動車の運行に当たっては、運転マナーの厳守などにより、地域住民に迷惑がかからないように努めます。

2) 適切な土地利用の推進

まちづくりに関する各地域の市民による自主的な団体などを通じたまちづくりの協働活動に協力します。

3) 公園などの整備と活用

公園や公共用地に関する検討会や公園の管理に協力します。

4) 防災対策とまちづくり

避難訓練を実施するとともに、日ごろから地域活動に参加し、地域コミュニティの活性化に協力します。

災害に強いまちづくりのため、オープンスペースや緑地の確保に協力します。

基本目標4 うるおいのある文化的なまち

個別目標(5) うるおいのある景観の保全

1) 景観の保全・整備

景観の保全・整備に当っては、府中市都市景観条例を活かした取組を推進し、府中市のまち並みの将来像を検討するため、屋外広告物、建築物の高さ、デザイン、オープンスペース、ヒューマンスケールなどの観点から、まちの景観について検討する場を設けます。

また、馬場大門けやき並木などの府中らしい景観については「都市景観形成地区」を指定して保全するほか、自動販売機・屋外広告物などで、景観を損ねているものに対しては規制や指導を行い、優れた景観の保全・創出に努めます。

2) 歴史的・文化的環境の保全・整備

府中市の長い歴史と伝統にふさわしい歴史的建造物や史跡、文化財を保全し、進みゆく都市開発との調和を図ります。また、市民に分かりやすい史跡などの案内図、標識などを整備するとともに、各種メディアを活用してPRに努めます。

郷土の森博物館については、交通手段の整備とPRにより、利用者の一層の拡大を図ります。

また、図書館の整備・拡充を推進するとともに、多くの市民が文化的活動に参加できるよう、様々な文化活動の推進と情報提供に努めます。

3) 散乱ごみ対策の強化

「ポイ捨てをしないまち」宣言を行うとともに「ポイ捨て禁止条例」を制定し、厳格に運用します。

また、まちの美化を計画的に推進するため、まちの美化の行動計画を市民参加で策定するとともに、まちの美化清掃の日を設け、市民や児童・生徒の参加で市内の一斉清掃を行うほか、自治会を中心とした市民ボランティアによるまちの美化団体の結成などを支援し、市民参加によるまちの美化活動を推進します。

行政の環境施策

1) 景観の保全・整備

市民や関係機関、企業とまちの景観について協議する場を設け、府中市らしい景観については「都市景観形成地区」を指定するなど、地域の特性を生かした景観づくりを目指します。

市の施設の整備や民間の建築物の建設、屋外広告物の設置などに当たっては、高さ、色や形などが周囲と調和するデザインになるよう取り組むとともに指導します。

自動販売機や屋外広告物、違法看板などで、景観を損ねているもの、歩行者などの通行の妨げとなるものに対しては規制や指導を行い、景観を保全します。

府中市の木「けやき」と府中市の鳥「ひばり」を増やす取組を推進し、市民、事業者と協働して「けやきとひばりのまち」を目指します。

2) 歴史的・文化的環境の保全・整備

【歴史面】

駅前に歴史的建造物や史跡、文化財の案内板を設置するとともに、市のホームページに、歴史・文化のページを設けるなど、各種メディアを通じて、市民や観光客の利便向上とPRに努めます。

史跡などの付近に案内板を設置、または設置の見直しを行うとともに、国・東京都などの史跡については、その管理者に要請します。

国庁跡については、有力視されている大国魂神社東側に、調査・研究の状況に応じ国庁推定地の解説板えんたいごうの設置を検討します。

調布飛行場近辺の「掩体壕」について、第2次世界大戦の戦跡として調査・研究を行い、保存を検討します。

市民向けに府中市の歴史読本を発行するとともに、歴史講座を開講し、府中市の歴史と文化の普及・啓発に努めます。

市内の歴史散策コースを整備し、学校教育などでの活用を支援します。

郷土の森博物館の利用拡大のため、バスの増便を要請するとともに、催物・展示品のPRを行います。

歴史的建造物や史跡・文化財を保全します。

史跡などを案内し解説する市民ボランティアの活動を支援します。

【文化面】

市民の要望を取り入れた図書館の整備・拡充を推進するとともに、市内の著名人の講演会や「府中囃子」などの舞台・コンサートなどの文化活動を市民参加で推進し、市内企業や大学などとの文化交流を推進します。

市の施設の利用状況や文化活動の状況を、インターネットなどで情報提供します。

3) 散乱ごみ対策の強化

「ポイ捨てをしないまち」宣言を行うとともに、「ポイ捨て禁止条例」を制定し、厳格に運用します。

放置自転車対策や馬場大門けやき並木の美化キャンペーンなど、市民参加によるまちの美化の行動計画を策定するとともに、まちの美化清掃の日を設け、市民や学校に参加を呼びかけて市内の一斉清掃を行います。

市民ボランティアによるまちの美化団体の結成などを支援し、市民参加のまちの美化活動を推進します。

市民の環境保全行動

1) 景観の保全・整備

地域の景観に関心を持ち、自宅の建築時には周囲のまち並みと調和する色やデザインにするように努めます。

府中市の木「けやき」や、府中市の鳥「ひばり」を増やす運動に協力します。都市景観形成地区の保全に協力します。

2) 歴史的・文化的環境の保全・整備

史跡などの案内板の設置や見直し、歴史講座や図書館の整備・拡充など、歴史的・文化的環境の保全・整備に協力します。

文化活動の企画・実施に協力します。

史跡などの案内解説ボランティアの活動に協力します。

歴史的建造物や史跡、文化財の保全に協力し、次世代に継承するように努めます。

3) 散乱ごみ対策の強化

ポイ捨てをせず、まちの美化清掃の日の道路・公園などの一斉清掃の参加に努めます。

放置自転車対策や、馬場大門けやき並木の美化キャンペーンなどまちの美化に協力します。

市民ボランティアによるまちの美化団体を結成し、市民参加のまちの美化運動を盛り上げるように努めます。

事業者の環境保全行動

1) 景観の保全・整備

地域の景観に関心を持ち、建築物の建設に際しては、周囲のまち並みと調和する高さや色、デザインに配慮するように努めます。

屋外広告物や自動販売機などの設置に際しては、景観の保全に努めます。

府中市の木「けやき」を事業所内に植えるように努めるとともに、府中市の鳥「ひばり」を増やす運動に協力します。

都市景観形成地区の保全に協力します。

2) 歴史的・文化的環境の保全・整備

史跡などの案内板の設置や見直し、歴史講座や図書館の整備・拡充など、歴史的・文化的環境の保全・整備に協力します。

文化活動の企画・実施に協力します。

歴史的建造物や史跡、文化財の保全に協力し、次世代に継承するように努めます。

3) 散乱ごみ対策の強化

まちの美化清掃の日の一斉清掃への参加や事業所の美化に努めます。

不法投棄の防止や放置自転車対策、馬場大門けやき並木の美化キャンペーンなどまちの美化に努めます。

基本方針 公害のないまちをめざして

基本目標5 健康で安全に暮らせるまち

個別目標(6) 大気環境の保全

1) 自動車の排出ガスによる大気汚染の防止

大気汚染状況の監視を強化し、市内の状況についてきめ細かく把握します。

主要幹線道路における自動車の排出ガスによる大気汚染については、排出ガス規制などについて関係機関と連携しながら取り組みます。また、公共交通機関や自転車などへの交通手段の転換と低公害車の普及啓発を行い、市民、事業者に協力を求めます。

2) 工場などの事業所の排出ガスによる大気汚染の防止

工場などの事業所の排出ガスによる大気汚染を防止するため、引き続き、大気汚染防止法などの法令に基づき、東京都と連携して規制の徹底を図ります。

酸性雨については、地球環境問題としての見地からも、関係機関と連携を取りながら監視を継続します。

3) 悪臭の防止

悪臭に関する苦情は以前に比べ減少しているものの、依然として問題が発生しているため、悪臭の発生源を調査し、法令・条例などの周知徹底と指導を行うことにより、悪臭のない、快適で健康な暮らしを目指します。

行政の環境施策

1) 自動車の排出ガスによる大気汚染の防止

大気汚染状況を継続的に監視するとともに測定地点を検討し、環境基準の達成を目指します。

自動車の排出ガス規制やディーゼル車の規制などを東京都と連携して推進します。

公共交通機関や自転車、徒歩への交通手段の転換、ノーカーデーの実施、アイドリングの自粛を市民や事業者に呼びかけます。

市への低公害車の導入と、市民や事業者に対する導入の普及啓発に努めます。公共交通機関の改善や、自動車交通量の抑制のための、TDM（交通需要マネジメント）などについて東京都と連携して検討するとともに、関係機関に要請します。

自動車交通量の多い幹線道路を中心に、沿道の緑地帯などの整備を東京都などに要請します。

自動車通勤の自粛と自動車の使用抑制に努めます。

2) 工場などの事業所の排出ガスによる大気汚染の防止

事業所に対して、東京都と連携して大気汚染防止法などの関連法令や東京都環境確保条例に基づき指導するとともに、その他の法令に抵触しない範囲内で情報を公開します。

関係機関と連携を取りながら、酸性雨の監視を継続します。

3) 悪臭の防止

事業所などに対して、悪臭防止法や東京都環境確保条例に基づく指導を行います。

市民からの情報の収集や近隣他市との連携を図り、迅速に対応します。

TDM(Transportation Demand Management、交通需要マネジメント)/
自動車利用者の交通行動(時間、経路、手段、利用の仕方)の変更を促すことにより、都市または地域レベルでの道路交通の混雑を緩和する手法の体系をさす。代表的なTDMとして、混雑時間帯を避けて出勤する「時差出勤・フレックスタイム」や「徒歩や自転車利用」、「ノーカーデー」などがある。

市民の環境保全行動

1) 自動車の排出ガスによる大気汚染の防止

自動車の使用を控え、交通手段を公共交通機関や自転車、徒歩へ変えるとともに、ノーカーデーの実行やアイドリングの自粛など、大気汚染防止の意識の向上とその実践に努めます。

低公害車を使用するように努めます。

市の大気汚染調査に協力するとともに、市民間の情報交換に努めます。

2) 工場などの事業所の排出ガスによる大気汚染の防止

市の酸性雨調査に参加し、酸性雨の状況把握に努めます。

3) 悪臭の防止

近隣住民や市と連携し、日常生活からの悪臭の発生防止に努めます。

事業者の環境保全行動

1) 自動車の排出ガスによる大気汚染の防止

低公害車の導入や基準外のディーゼル車の利用の自粛、物流システムや自動車使用の合理化に努めます。

自動車通勤を控えるように努めます。

ノーカーデーの実行やアイドリングの自粛など、環境への負荷が少ない自動車利用に努めます。

2) 工場などの事業所の排出ガスによる大気汚染の防止

大気汚染にかかわる測定結果について、可能な範囲で情報公開に努めます。

3) 悪臭の防止

悪臭の測定結果について、可能な範囲で情報公開に努めます。

脱臭装置の設置などにより、悪臭の防止に努めます。

個別目標(7) 水環境の保全

1) 水質汚濁の防止

多摩川の水量の多くは下水処理水で占められるため、水質は下水処理水による影響を大きく受けています。大量降雨時の簡易処理水の放流対策など下水処理場の処理方法の改善を東京都に要請するとともに、生活排水に関する環境配慮事項を提示するなど、水質汚濁の防止を啓発するとともに知識の普及に努めます。

また、多摩川の水質の改善については、近隣市町村と連携して対応するとともに、多摩川の水量を増やし、さらに都市型洪水を防止するためにも、雨水の地下浸透対策を進めます。

工場などの事業所からの排水による環境への負荷を低減するため、引き続き規制基準の遵守を指導するとともに改善努力を要請します。また、有害化学物質対策についても事業者などと連携しながら進めます。

2) 地下水汚染の防止

地下水汚染と土壌汚染の因果関係などの汚染機構の解明手法や浄化技術に関する情報収集に努めるとともに、汚染状況を継続して監視するなど、状況把握と汚染防止対策に努めます。市民や事業所に対しては、ごみなどの適切な処理を指導し、汚染の防止に努めます。

行政の環境施策

1) 水質汚濁の防止

水質汚濁防止法など関係法令や東京都環境確保条例に基づき指導します。水質の汚染状況を継続的に監視するとともに、調査地点の増設など調査体制を充実し、環境基準の達成を目指します。

多摩川へ流入する用・排水路の水質と水量の確保、大量降雨時における簡易処理水の放流対策を近隣市町村や東京都と連携し、検討します。

多摩川と多摩川へ流入する用・排水路の水質調査を実施し、その結果を公表します。

下水処理場の負荷を軽減するために、環境負荷の少ない洗剤などの情報提供など、生活排水に関する配慮事項について普及啓発を行います。

雨水浸透施設や透水性舗装の導入など、雨水の地下浸透対策を推進します。

家庭で使用する薬剤など、有害化学物質を含む商品や薬品などの処理の仕組みを関係機関と連携し検討します。

有害化学物質については、関係法令などにに基づき、水質汚濁の防止などの指導を徹底します。

2) 地下水汚染の防止

地下水の汚染状況の継続的な監視など、汚染対策を継続するとともに、東京都などと協力して汚染の調査研究を推進して、環境基準の達成を目指します。市民や事業所に対して、ごみなどの適切な処理を指導します。

市民の環境保全行動

1) 水質汚濁の防止

多摩川の水質や生物などに関心をもち、多摩川などの水質調査や河川周辺の清掃美化運動に協力します。

環境負荷の少ない洗剤を使用するなど、環境への負荷をできるだけ小さくするように努めます。

雨水浸透施設の設置などにより、雨水の地下浸透に努めます。

有害化学物質について自己啓発に努めるとともに、家庭で使用する農薬など有害化学物質を含む商品や薬品はなるべく使わないように努めます。

2) 地下水汚染の防止

ごみなどの処理を適切に行い、地下水汚染の未然防止に努めます。

事業者の環境保全行動

1) 水質汚濁の防止

水質の汚濁防止については関係法令などにに基づき、さらに環境への負荷の低減に努めます。

有害化学物質については、関係法令などにに基づき、その発生抑制に努めるとともに、届出や報告、可能な範囲での情報公開などに努めます。

事業所の生活雑排水についても、環境への負荷の低減に努めます。

雨水浸透施設や透水性舗装の導入など、雨水の地下浸透に努めます。

2) 地下水汚染の防止

関係法令などにに基づき、適切にごみ処理や農薬などの使用により、地下水汚染の未然防止に努めます。

地下水の水質の調査結果について、可能な範囲で情報公開に努めます。

個別目標(8) 土壌の環境保全や他の公害対策

1) 土壌汚染の防止

薬剤や農薬による土壌汚染に関する調査研究を推進し、浄化技術に関する情報収集、現状把握と対策の検討に努めます。市民や事業所に対しては、ごみなどの適切な処理や農薬の適切な使用を指導し、汚染の防止に努めます。

また、東京都環境確保条例の規定により、有害化学物質を取り扱った事業所に対して調査・報告を指導します。

2) 騒音・振動の防止

建設に関する騒音・振動の苦情は、特に増加の傾向ではありませんが、事業所には引き続き規制基準の遵守を求めるとともに、低騒音・低振動工法を採用し、また低騒音型・低振動型建設機械の使用などを指導します。

苦情が増加傾向にある道路交通の騒音・振動については、測定による状況把握とともに、騒音規制法などの法令に基づく対策を進めます。また、通過車両による騒音・振動の低減を図るため、道路の改善などを推進します。

3) 地盤沈下の防止

地盤沈下は、一般的に地下水位の低下によるものと言われているため、雨水の地下浸透などを推進し、地下水位の維持に努めます。

行政の環境施策

1) 土壌汚染の防止

土壌の有害化学物質による汚染状況を継続的に調査し、環境基準の達成を目指します。

ごみなどの適切な処理と農薬などの薬剤の適切な使用を指導するとともに、法令などに基づき土壌汚染防止の指導を強化します。

東京都環境確保条例に基づき、有害化学物質を取り扱った事業所に対して調査・報告を指導します。

浄化技術に関する情報収集に努めます。

2) 騒音・振動の防止

騒音規制法、振動規制法などの関連法令に基づき、指導を強化します。

騒音・振動の測定体制の拡充や情報公開、また、騒音・振動の苦情に対する十分な対応に努めます。

通過車両による騒音・振動の低減を図るため、道路の改善などを東京都などに要請します。

幹線道路沿道の防音壁や緑地帯などの整備を東京都などに要請します。
警察と協力して運転マナーの改善などに関する意識啓発に努めます。
暴走行為や危険走行による騒音対策について警察へ要請します。

3) 地盤沈下の防止

道路などの市の施設や一般住宅への雨水浸透施設などの導入により、雨水の地下浸透を推進するとともに、地下水のかん養のため農地・緑地などの保全に努めます。

崖線がいせんの緑を保全するとともに、雨水浸透に関する意識啓発と湧水量の定期的な調査に努めます。

市民の環境保全行動

1) 土壌汚染の防止

土壌汚染に関する自己啓発に努めます。

家庭で使用する農薬などの薬剤の使用やごみの処理を適切に行い、土壌汚染の未然防止に努めます。

2) 騒音・振動の防止

騒音・振動に関する調査などに協力します。

騒音・振動の発生に配慮した自動車の運転に努めます。

低騒音型の家庭電器製品の購入など、生活騒音に関して近隣への工夫と配慮に努めます。

3) 地盤沈下の防止

地下水のかん養に関する自己啓発に努めます。

雨水浸透施設の設置に努めます。

事業者の環境保全行動

1) 土壌汚染の防止

東京都環境確保条例に基づき、有害化学物質を取り扱った事業所は調査・報告を徹底し、土壌汚染の未然防止に努めます。

適切なおみ処理を行うことで、土壌汚染の未然防止に努めます。

事業所内の汚染状況の調査と可能な範囲での情報の公開に努めます。

農薬などの薬剤の適切な使用に努めます。

2) 騒音・振動の防止

騒音規制法・振動規制法などの関連法令に基づく対応と自主的な規制にも努めます。

建設工事の際は、周辺への事前説明を行うとともに、可能な範囲での情報の公開や騒音・振動の発生が少ない工事工法や機械の採用に努めます。

苦情発生の際は、速やかな対応に努めます。

道路防音壁の拡充や、道路の継目補修の徹底に努めます。

騒音・振動の防止に配慮した車両の運行に努めます。

3) 地盤沈下の防止

設計業者・土木建設業者は透水性舗装の導入や、雨水浸透施設の設計・施工に努めます。

農業者は地下水のかん養のため農地の保全に努めます。

事業所内での透水性舗装の導入や雨水浸透施設の設置により、雨水の地下浸透に努めます。

基本目標6 次世代も安心して暮らせるまち

個別目標(9) 有害化学物質汚染の防止

1) ダイオキシン類への対策

市内の大気や土壌中のダイオキシン類の濃度は環境基準を下まわっていますが、今後も焼却施設などの発生源や一般大気などの調査を東京都と連携して継続実施するとともに、関連法令の周知徹底を図ります。

また、小規模焼却炉の使用禁止や野焼きの禁止に関する指導を徹底します。

2) PCBへの対策

PCBの保管や処理、使用機器の更新について、関連法令の周知徹底を図るとともに、これらの実態把握に努めます。特に、蛍光灯やトランスの交換の際には、適切な処分を指導します。

3) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）への対応

現在、ダイオキシン類やPCBを含む数十種類の化学物質が、環境ホルモンとして環境省によりリストアップされています。市内におけるこれらの化学物質の実態調査に努めるとともに、対象となる化学物質や基準値などの変更についても、迅速に情報提供などを行います。

行政の環境施策

1) ダイオキシン類への対策

ダイオキシン類対策特別措置法など、関連法令に基づき、東京都と連携し指導を徹底します。

環境中やごみ焼却施設のダイオキシン類の濃度を東京都と連携して定期的に測定し、結果を公表します。

ダイオキシン類などの有害化学物質による汚染の未然防止のため、これらの情報を収集・整理・提供します。

小規模焼却炉の使用禁止や野焼きの禁止の指導を徹底します。

2) PCBへの対策

処理施設の早期設置を東京都などに要請するとともに、事業者に対して情報提供などを行います。

市民・事業者（特に中小企業者）のPCBの保管方法や処理、使用機器の更新について実態の把握に努めるとともに、関連法令や適切な保管の周知徹底を図ります。

蛍光灯やトランスの交換の際などは、適切な処分を指導します。

3) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）への対応

調査研究や規制の推進を東京都などに要請します。

汚染状況調査（大気・多摩川・土壌・地下水）を東京都と連携し実施します。

市民・事業者に対する意識啓発や情報提供に努めます。

市民の環境保全行動

1) ダイオキシン類への対策

ダイオキシン類に関する意識啓発に努め、ごみの減量、小規模焼却炉の使用禁止、野焼きの禁止など、ダイオキシン類の発生防止に努めます。

2) PCBへの対策

PCBに関する意識啓発に努めます。

PCB使用の蛍光灯などでまだ使用中・保管中の機器の処分に際しては、市の指導などにより適切な処分に努めます。

3) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）への対応

環境ホルモンに関する意識啓発に努めます。

疑わしい食品や食器、容器、包装材、玩具、農薬などは使用しないように努めます。

事業者の環境保全行動

1) ダイオキシン類への対策

ダイオキシン類に関する情報収集に努めます。

焼却（焼成）設備を持つ事業者は、測定調査と可能な範囲での結果の公表に努めるとともに、設備の改良などにより排出の抑制に努めます。

ごみの減量や小規模焼却炉の使用禁止、野焼きの禁止など、ダイオキシン類の発生抑制に努めます。

2) PCBへの対策

PCBに関する情報収集に努めます。

関連法令に基づき、使用後のPCB使用機器の適切な保管と報告を行うとともに、適切な機器の更新と処分に努めます。

PCBの処理技術の研究開発に努めます。

3) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）への対応

環境ホルモンに関する情報収集と、汚染防止に努めます。

製造業者は、代替品の研究開発と製品の適切な使用のPRに努めます。

対象となっている化学物質を扱っている事業者は、適切な使用と処理の徹底に努めます。

農業者は、有機農業の推進と農薬の適切な使用に努めます。

個別目標(10) 光害その他新たな公害問題への対応

光害（ひかりがい）については、都市化の進展と交通網の発達による屋外照明の増加や過剰な照明により、夜空が明るくなり星が見えにくくなったり、人間の心安らぐ夜の環境が阻害されるほか、農作物や動植物にも悪影響を及ぼす恐れや、地球温暖化対策としての省エネルギーの観点からも対応が求められています。

そのため、防犯面や安全面について配慮しながら、照明設備の整備の際は光害への対策を進めるとともに、光害に配慮した照明設備の管理が必要となっています。

また、人体に影響を与えるおそれのある新たな公害問題は、今後いつ発生するか予測が困難ですが、発生する問題は人体に慢性的な影響を与えたり、次世代に影響するものがあることも考えられます。また、電磁波の健康への影響などに関する懸念も強まっています。このため、情報を的確に把握し、速やかな対応に努めます。

行政の環境施策

照明機器の設置現状や周辺への影響などの現状を調査し、その結果をもとに良好な照明環境の保全に関する指針を作成し、市の施策や施設整備に反映させるとともに、光害に関する啓発と速やかな対応に努めるなど光害対策を推進します。

高効率な照明機器の採用や、減灯・消灯など省エネルギーにも配慮した適切な屋外照明の設置や管理を推進します。

人体に影響を与えるおそれのある新たな公害問題については、情報の収集と速やかな対応に努めます。

市民の環境保全行動

光害に関する自己啓発に努めます。

市の良好な照明環境の保全に関する指針に協力します。

日常生活における過度な照明の自粛に努めます。

事業者の環境保全行動

光害に関する情報収集に努めます。

深夜の商店街路灯、店舗のネオンなどについて、防犯面や安全面に配慮しながら可能な範囲で減灯・消灯するとともに、事業所からの過度な光漏れの防止に努めます。

市の良好な照明環境の保全に関する指針に協力します。

基本目標7 エネルギー・水資源を大切にすまち

個別目標(11) 省エネルギーの推進

1) エネルギー消費量の削減

市民・事業者のエネルギー消費量の削減行動を促進するため、環境配慮事項や省エネルギーに関する情報を提供するなど意識啓発に努めます。また、市自ら省エネルギーの取組を率先して実行するとともに、市の施設に省エネルギーモデル建築を導入し、モデル施設としてPRをします。

また、市民・事業者の取組を促すため、相談窓口の設置や支援措置を検討するとともに、省エネルギー関係コンサルタントや、市民・事業者などを対象に省エネルギー関係の専門家の育成に努めます。

2) 新エネルギーの利用促進

市の施設に太陽光発電や太陽熱利用、廃棄物熱利用、風力発電などの新エネルギーを利用した設備を導入し、モデル施設としてPRします。

また、市民・事業者の取組を促すため、相談窓口の設置や支援措置を検討するとともに、新エネルギー関係コンサルタントや、市民・事業者などを対象に新エネルギー関係の専門家の育成に努めます。

3) 高効率なエネルギーの利用推進

市の施設に高効率給湯機（二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器）、コジェネレーションシステムなどを導入し、モデル施設としてPRします。その他、地域熱供給計画を検討するなど、地域単位でのエネルギー循環型の環境づくりを進めます。

また、市民・事業者の取組を促すため、相談窓口の設置や支援措置の検討をするとともに、エネルギーの高効率な利用に関するコンサルタントや、市民・事業者などを対象にエネルギーの高効率な利用に関する専門家の育成に努めます。

さらに、東京農工大学などの研究機関と連携し、エネルギーの高効率な利用についての研究を進めます。

二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯機 / 二酸化炭素を冷媒とし、コンプレッサーで大気中の熱を汲み上げて給湯の熱エネルギーをつくる給湯器

潜熱回収給湯器 / 蒸気を持つ凝縮熱をボイラー給水の余熱などとして、潜熱回収型交換機で回収する給湯器
コジェネレーションシステム / 1つのエネルギーから2つ以上のエネルギー（例：電力・熱）を取り出し、高効率にエネルギーを使用することができるシステム

地域熱供給計画 / 熱供給基地で生みだした冷水や温水、また、利用後の廃熱などを地域内で循環させ冷暖房や給湯を行うシステムを地域熱供給システムと言うが、その整備計画のこと。建物個別に熱源設備を設ける従来型のシステムに比べ、エネルギー利用効率が高いことから二酸化炭素削減や省エネルギー、電力の負荷平準化などに大きな効果がある。

行政の環境施策

1) エネルギー消費量の削減

家庭や事業所などで省エネルギーを進めるため、環境家計簿 や環境保全行動プログラム などの環境配慮事項を提示します。

府中市職員エコ・アクションプランを実施し、市役所自らが率先して省エネルギーに取り組みます。

市の施設に省エネルギーモデル建築を導入し、その効果を公開するなど、モデル施設としてPRします。

省エネルギーに関する情報提供を行う相談窓口を開設します。

省エネルギーの推進のため、支援措置を検討します。

省エネルギー関係コンサルタントや、市民や事業者などを対象に省エネルギー関係の専門家の育成に努めます。

省エネルギーの推進に関するコンクールや、表彰制度などの奨励制度を検討します。

マイカー利用の自粛と公共交通機関や自転車の利用、アイドリングストップやノーカーデーなどをPRするとともに、市所有の自動車に、低燃費の自動車を導入するほか、市民や事業者へ導入の啓発を行います。

東京都と連携し、一定規模以上の建築物の建築確認申請時に、省エネルギー計画の提出を求め、指導します。また、一定規模以上のエネルギーを使用する事業所にはエネルギー削減計画の提出を求め、指導します。

屋上緑化などの緑化を推進します。

学校で省エネルギーの取組や新エネルギーの導入を推進します。

2) 新エネルギーの利用促進

市の施設に新エネルギーモデル施設を導入し、その効果を公開するなど、モデル施設としてPRします。

新エネルギーの利用に関する情報提供を行う相談窓口を開設します。

新エネルギー関係コンサルタントや、市民や事業者などを対象に新エネルギー関係の専門家の育成に努めます。

廃熱利用などの拡充を、関係機関に働きかけます。

太陽光発電や太陽熱利用、廃棄物発電、廃棄物熱利用、風力発電などの新エネルギー利用の推進のため、支援措置を検討します。

東京農工大学と連携し、バイオガス などのローカルエネルギー の利用など、新エネルギーの利用とエネルギーの高効率な利用に関する研究を進めます。

3) 高効率なエネルギーの利用推進

市の施設にコジェネレーションシステムなどを利用したモデル施設を導入し、その効果を公開するなど、モデル施設としてPRします。

エネルギーの高効率利用 に関する情報提供を行う相談窓口を開設します。
エネルギーの高効率利用の推進のため、支援措置を検討します。
地域熱供給計画を検討し、モデル地域を選定するなど、エネルギーの高効率的な利用を推進します。
エネルギーの高効率的な利用に関するコンサルタントや、市民や事業者などを対象にエネルギーの高効率な利用に関する専門家の育成に努めます。

環境家計簿 / 日常生活において環境に負荷を与える行動や、環境によい影響を与える行動を記録するために使用するもの。電気や水道使用量などの項目ごとに必要に応じて点数化し、一定期間の集計を行って、家計簿のように記録できることをめざしたものである。自分の生活を点検し、環境との関わりを再確認するための試みである。

環境保全行動プログラム / 環境基本計画や環境行動指針に掲げられた目標の達成のために実践する環境保全行動

バイオガス / 家畜の糞尿、生ごみ、規格外の農産物などを、酸素の無い状態で発酵させた時に発生するメタンガスなどのこと。

ローカルエネルギー / 各地域に分散して存在する小規模なエネルギー源のこと。風力、小水力、バイオガスなど環境と調和した再生可能エネルギー。地域内で生産し地域で消費されることが特徴

エネルギーの高効率利用 / 高効率ヒートポンプ、コジェネレーションシステム、地域熱供給システム、燃料電池などを利用すること。

市民の環境保全行動

1) エネルギー消費量の削減

省エネルギーについて家庭で話し合ったり環境家計簿をつけるなど、省エネルギー行動の実践に努めます。

新築・改築の際には省エネルギー建築の導入に努めるとともに、家庭電器製品などの買換えの際には省エネルギー型製品の選択に努めます。

自宅の庭や屋上、ベランダなどの緑化に努めます。

アイドリングストップを守るとともに、ノーカーデーへの協力や自動車利用の自粛、公共交通機関や自転車の利用などに努めます。

2) 新エネルギーの利用促進

太陽光発電や太陽熱利用などの導入に努めます。

事業者の環境保全行動

1) エネルギー消費量の削減

省エネルギーに関する情報収集や環境教育を実施し、環境保全行動プログラムなどの環境配慮事項を実践するなど、省エネルギー対策に努めます。

新築・改築の際には省エネルギー建築の導入に努めるとともに、電気設備などの更新時には省エネルギー型設備の選択に努めます。

事業所の敷地や屋上、壁面などの緑化に努めます。

アイドリングストップを守るとともに、ノーカーデーへの協力や自動車利用の自粛、公共交通機関や自転車などの利用に努めます。

2) 新エネルギーの利用促進

太陽光発電や太陽熱利用などの導入に努めます。

3) 高効率なエネルギーの利用推進

コジェネレーションシステムなどの導入により、エネルギーの高効率な利用に努めます。

個別目標(12)水資源の有効利用

1) 地下水のかん養

現存する緑地や崖線^{がいせん}・農地などを保全するとともに、雨水浸透施設や透水性舗装などにより雨水の地下浸透を促進します。また、湧水^{ゆうすい}のモニタリング調査を継続して実施し、水環境を保全します。

地下工事に際しては、地下水脈の分断を防ぐ配慮を指導します。また、事業所の地下水揚水量を調査するとともに揚水量の削減を指導し、地下水の保全に努めます。

2) 節水対策の推進

情報提供や節水行動の支援を行うなど節水対策を推進するとともに、市の施設や事業所、住宅における雨水などの雑用水の利用を推進し、水資源の有効活用を進めます。

行政の環境施策

1) 地下水のかん養

現存する緑地や崖線^{がいせん}については、緑化基金 や府中市仲よし広場条例 などを活用し保全します。

生産緑地の追加指定の検討や市民農園の整備などを進めます。

市民や事業者のグランドワーク などの緑地保全活動を支援します。

市道などを中心に雨水浸透施設や透水性舗装を導入し、雨水の地下浸透を推進するとともに、市民や事業者が設置や施工する場合の支援も行います。

雨水浸透施設の設置に対する助成の拡大を検討します。

湧水^{ゆうすい}や用水路などのモニタリング調査を継続して実施し、水環境を保全します。

事業所の地下揚水量を調査し、揚水量の多い事業所に揚水量の削減を指導するとともに、地下工事に際しては、地下水脈の分断を防ぐ配慮を指導します。

2) 節水対策の推進

節水を率先して実行するとともに、市民や事業者に対する雨水利用や節水に関する情報提供、環境家計簿によるモニタリングの指導により、節水行動を支援します。

雨水貯留装置の設置に対する助成制度を検討します。

雨水貯留施設や雨水などの雑用水利用システムを市の施設に導入するとともに、事業者に対して導入を指導します。

水道料金の見直しによる節水の推進を東京都に要請します。

学校の節水対策や雨水利用、雨水の地下浸透を推進します。

緑化基金 / 緑化推進事業に要する経費の財源に充てることを目的として、昭和49年(1974年)に設立された基金。市民、事業者からの寄付と市の拠出により積立が行われている。

府中市仲よし広場条例 / 土地所有者の協力により提供された土地を活用し、市民が緑とふれあい、遊び、憩う場を市が設置し、市民の福祉の増進に寄与することを目的としている。

グランドワーク / 昭和55年(1980年)代にイギリスの農村地域で始まった、行政、事業者及び市民が協力して行う地域での環境改善活動をいう。3者が対立からパートナーシップへ、行政依存から住民アクションへ、保護から環境マネジメントへの3つのキーワードのもとに、地域の基本的な環境基盤の形成、向上を促すことを目的としており、地球環境問題に対する地域での実践的なアプローチといえる。

市民の環境保全行動

1) 地下水のかん養

事業者や行政と協働して緑地を保全するグランドワークなどの取組に努めます。
雨水浸透施設などにより雨水の地下浸透に努めます。

2) 節水対策の推進

雨水貯留装置の利用や環境家計簿によるモニタリングなどにより節水に努めます。

事業者の環境保全行動

1) 地下水のかん養

敷地の緑地化と雨水浸透施設などによる雨水の地下浸透に努めます。

地下工事に際しては、地下水脈の分断を防ぐ配慮に努めます。

地下水の揚水量の削減に努めます。

市民や行政と協働して緑地を保全するグランドワークなどの取組に努めます。

2) 節水対策の推進

雨水貯留装置や雨水などの雑用水利用システムの導入などにより、節水に努めます。

基本目標 8 リサイクルを進めるまち

個別目標(13) リサイクル・ごみ減量の推進

1) ごみの発生抑制

生産、流通、消費の各段階でのごみの減量化を推進するため、市民・事業者への意識啓発に努めます。

特に生ごみについては、資源化を進めるとともに、その推進のための支援を行います。商店街については、ごみの発生抑制施策の推進によるごみの減量化とエコ優良店の認定などを行います。また、一層のごみの減量化に向けた新たな仕組や施策を研究します。

ダストボックス存続の是非や家庭ごみの有料化については、費用の負担を含め、市民の声を反映させ廃棄物減量等推進審議会などで検討を進めます。

2) 再使用とリサイクルの推進

グリーン購入を実施するとともに、情報の提供などにより、市民・事業者の意識啓発に努めます。また、資源物の回収方法の見直し、リサイクルに関する取組への支援などを行います。さらに、中古品の再使用や専門的な技術を活用したリフォームなどの、市民や事業者の物を大切にする取組を支援します。

3) 事業系ごみの減量

事業系ごみの処理については、収集ルートの情報提供などを行います。また、排出の実態を把握し、事業系ごみの減量化を指導します。

一定規模以上の事業者には、ごみの削減計画の策定の義務付けを検討します。

また、事業系ごみの回収方法について、費用負担の今後のあり方を含め検討するとともに、積極的に削減に取り組む事業者に対する表彰制度の実施などを行います。

エコ優良店 / ごみ減量、資源の回収、リサイクルなど環境負荷低減のために積極的な取組を行っている店舗。

行政の環境施策

1) ごみの発生抑制

家庭ごみの分別や減量、資源の有効利用に関する市民への意識啓発を、市の広報やホームページなどで行います。

市民が購入する生ごみ処理機に対する支援や、商店街のごみ発生抑制施策の推進、エコ優良店の認定などを行います。

家庭や事業所、学校給食の生ごみや落ち葉をたい肥化し、市民・農業者へ還元します。

一層のごみ減量化に向けた新たな仕組や施策の研究を進めます。

ダストボックスの存続の是非や家庭ごみの有料化については、市民の声を反映させ、廃棄物減量等推進審議会などで検討します。

ごみの分別を徹底し、リサイクルや資源化を推進します。

学校教育におけるごみ減量やリサイクルの意識啓発を支援します。

レジ袋の削減のため、マイバッグ持参運動を推進します。

2) 再使用とリサイクルの推進

率先してグリーン購入を実施するとともに、市の広報やホームページなどにより市民・事業者の意識啓発に努めます。

リターナブル製品の使用を啓発します。

プラスチック容器包装や紙容器などの最適な処理方法について研究します。拠点回収品（ペットボトルや発泡スチロールトレイ、紙パックなど）の回収場所を拡充するとともに、回収方法を検討します。また不燃ごみとして出されているガラス、プラスチック、金属類などをより再資源化するため、分別や回収を推進します。

市民や事業者の中古品の再使用、リフォームなどの再生使用を推進します。環境家計簿やリサイクル製品の普及啓発を行い、ものの有効利用や活用を促進します。

リサイクル団体などのリサイクル活動を支援・育成するとともに、回収した資源のリサイクルルートの拡充を推進します。

3) 事業系ごみの減量

事業系ごみについて減量化とリサイクルを指導するとともに、収集ルートの情報提供や積極的に排出削減に取り組む事業者の表彰などを行います。

事業系ごみの排出状況を把握し、一定規模以上の事業者に対しては事業系ごみ削減計画の策定の義務付けを検討するとともに、費用負担の今後のあり方を含め、事業系ごみの回収方法について検討します。

リターナブル製品 / リターナブルとは「返却できる」という意味で、びんなどの製品を使い終わった後、そのまま回収して洗浄や消毒を行い、再び製品として使用するリサイクル製品を指す。

市民の環境保全行動

1) ごみの発生抑制

簡易包装の商品の購入や料理方法の工夫など、ライフスタイルを見直すとともに、ごみの分別の徹底などにより、ごみの発生抑制、リサイクルに努めます。生ごみ処理機の共同利用などにより、生ごみのたい肥化に努め肥料として活用します。

レジ袋の削減のため、マイバッグの持参に努めます。

一層のごみ減量化に向けた新たな仕組や施策に協力します。

2) 再使用とリサイクルの推進

グリーン購入とリターナブル製品の使用に努めます。

ごみの適切な排出や分別、リサイクルに努めるとともに、地域の資源回収活動に協力します。

リサイクルショップなどを利用するなど、リサイクルの推進に努めます。

環境家計簿の利用に努めます。

事業者の環境保全行動

1) ごみの発生抑制

簡易包装やマイバッグ持参者などに対するスタンプ制度など、販売方法を工夫して、ごみの発生の抑制に努めます。

再使用やリサイクルにより、ごみの発生が少ない製造や販売などの事業活動に努めます。

事業所から排出される生ごみや落ち葉のたい肥化に努め、肥料として活用します。商店街のごみの発生抑制に努めます。

一層のごみ削減化に向けた新たな仕組や施策に協力します。

2) 再使用とリサイクルの推進

製品が廃棄されるときにの分別方法や資源化方法、またグリーン購入対象製品・商品を表示し、それらの情報を提供するとともに、グリーン購入にも努めます。

リターナブル製品、長期間の使用ができる製品、再生・再使用が可能な製品などの製造・販売・使用に努めます。

大規模店舗などで、再使用とリサイクルの取組に努めます。

中古品の再使用やリフォームなどの再生使用に努めます。

3) 事業系ごみの減量

商店街や大規模店舗などでの事業系ごみの減量、リサイクルの推進に努めます。オフィスのペーパーレス化を推進するとともに、オフィス町内会を作り、ごみの資源化に努めます。

事業所から出るごみは分別し、リサイクルに努めます。

事業系ごみが家庭ごみに混入しないように努めます。

個別目標(14) ごみの適正処理

ごみの処理に伴うPCB、フロンなどの有害化学物質の発生や、最終処分場の延命などの問題解決に向けて、ごみ処理問題の広域的な取組を見定めながら、ごみの適正で安全な処理・処分を進めます。

行政の環境施策

ごみの排出やリサイクル、処理・処分の数値目標を設定し、達成するための施策を検討するなど、市民の声を反映させ、ごみ処理基本計画を見直します。
ごみ処理場や最終処分場の地元住民とごみの排出者による、ごみ減量に向けての意見交換の場を設定するように、広域処分組合などに要請します。
ごみや資源ごみの広域処分と広域リサイクルについて検討します。
廃プラスチック処理について、市民の声を聞きながら近隣市町村と調整を行います。
ごみ処理、処分に関わる情報の公開に努めます。
処理・処分が発生する有害物質のさらなる削減に向けて、モニタリング体制の充実、情報公開などを行います。
PCBの使用・保管状況を東京都と連携して把握します。
PCBの無害化処理を行う場合は、市民と処理業者のリスク・コミュニケーションを支援します。
市民や事業者に対してフロン回収に関する情報を提供します。
不法投棄を防止するため、監視などの防止体制を充実し、近隣自治体と連携を強化します。
ごみの適正処理の指導を東京都と連携して徹底します。

リスク・コミュニケーション/化学物質による環境リスクに関する正確な情報を、市民、事業者、NGO及び行政などのすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

市民の環境保全行動

蛍光灯、乾電池などの有害化学物質を含むごみの分別排出に努めます。
冷蔵庫やエアコンなどのフロン回収に協力します。
ごみの減量化に努めます。

事業者の環境保全行動

蛍光灯、乾電池などの有害化学物質を含むごみの分別排出に努めます。
冷蔵庫やエアコンなどのフロン回収に努めます。
適正な処理により有害化学物質などが外部に排出しないように努めます。
適正なごみ処理を実施し、ごみの減量化に努めます。

基本方針 環境パートナーシップの育つまちをめざして

基本目標9 環境を思いやり、行動するまち

個別目標(15) 環境学習の推進

環境学習の機会を拡大するとともに、内容を充実し、市民の環境に関する理解を深めることを目指します。環境に関する各種講座、イベントなどの開催を通じて、環境学習の普及啓発を図るとともに、自然観察会や農業体験などの体験学習の推進や、環境学習のリーダーの育成を進めます。

さらに、環境学習の支援センターを設置し、環境に関する情報の収集や整理、提供を行うなど市民の環境学習を支援します。

行政の環境施策

子供のころからの環境学習を学校や文化センター、生涯学習センター、郷土の森博物館などで推進します。

環境に関する各種講座やイベントなどにより環境学習の普及啓発を推進します。自然観察会や農業体験、野外体験学習など自然とふれあえる体験学習を推進します。

環境学習の支援センターを設置し、環境に関する情報を収集、整理するとともに、提供します。

学校での自然環境調査を支援します。

市民参加で自然環境調査や生活環境調査を実施し、調査結果を蓄積するとともに環境学習などに活用します。

環境学習のリーダーを育成します。

市民の環境保全行動

環境に関する各種講座やイベント、自然観察会や農業体験、野外体験学習など環境学習や体験学習への参加に努めます。

自然環境調査や生活環境調査に協力します。

環境に関する情報や変化に関心を持つように努めます。

事業者の環境保全行動

環境に関する研修や情報提供などに努めます。
自然環境調査や生活環境調査、環境学習などに協力します。

個別目標(16) 地域の環境保全活動の推進

環境保全活動のリーダーの育成をはじめ、市民や事業者が参加する地域の環境保全活動のグループづくりを支援します。また、グループの活動状況のPRや情報提供、相互の交流を進めるための場の確保に努めます。

行政の環境施策

環境保全活動のリーダーを育成します。
環境保全活動を行う市民ボランティアを養成し、支援するとともに、環境保全活動のグループづくりなどを支援します。
グループによる環境保全活動のPRや情報提供を行うとともに、相互の交流などを目的とした環境保全活動の支援センターを設置します。
環境保全活動を推進するため、市の施設の活用を検討します。
地域の環境保全活動の活性化のため、地域通貨（エコマネー）などを検討します。

地域通貨(エコマネー)/従来貨幣価値に置き換えてこられなかったボランティア活動(環境、福祉、教育・文化など)をコミュニティのメンバー相互の交換により伝達する手段をいう。地域コミュニティ内で流通させ、ボランティア活動を交換できるようにすることで、地域コミュニティを活性化することを目的としている。

市民の環境保全行動

環境保全活動のリーダーや市民ボランティアの育成に協力します。
環境保全活動を実践するグループの活動に協力します。
地域の環境保全活動や市民ボランティアの環境保全活動に参加するように努めます。

事業者の環境保全行動

環境保全活動のリーダーや市民ボランティアの育成に協力します。
環境保全活動を実践するグループの活動に協力します。
地域の環境保全活動や市民ボランティアの環境保全活動に協力します。

個別目標(17) 地球市民としての行動の推進

環境保全に関する市民の行動を促進するため、環境への負荷が少ないライフスタイルの意識啓発に努めるとともに、市民が行動を継続的に実践し、点検・評価ができるように支援します。また、事業者の環境保全行動を促進するため、環境マネジメントシステム について普及啓発と奨励を行うとともに、環境配慮チェックリストの検討を行い、環境への負荷が少ない事業活動を促進します。

さらに、市自らの環境マネジメントシステムの構築とその継続的な実施や地球温暖化対策の推進など、府中市役所から発生する環境負荷の低減対策を率先して実行するとともに、市民や事業者に対する普及啓発に努めます。

環境マネジメントシステム/事業者・事業所が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、この達成に向けて取り組むことを「環境管理」または「環境マネジメント」というが、この実施を行うに当たっての組織内の体制や実施・見直しに関する手続などの「システムの仕様」を指す。市の環境マネジメントシステムには、「環境管理」に加え、環境に関する目標などの達成状況を点検・評価する「環境監査」を含む。

行政の環境施策

市の環境マネジメントシステム（府中市職員工コ・アクションプラン 及び ISO14001）を継続的に実施し、市職員が自ら率先して省エネルギーなどに取り組むとともに、事業者が行うISO14001などの環境マネジメントシステムの構築を支援します。

家庭や事業所などへ環境配慮事項を提示するとともに、相談窓口を開設します。

環境家計簿などにより、省エネルギーなどに関する市民意識を高める取組を推進します。

開発行為に際しては、東京都環境影響評価制度を踏まえ、環境配慮チェックリストの作成と、それに基づく事前評価の実施などを、事業者や市民と連携しながら検討します。

府中市職員工コ・アクションプラン / 地球温暖化をはじめとする地球環境保全施策の推進を図ることを目的として、職員が率先して事務事業に伴う環境負荷を低減するための実行計画

ISO14001 / 国際標準化機構（ISO）が定めた「環境マネジメントシステムの仕様」に関する国際規格

市民の環境保全行動

市が提示する環境配慮事項の取組に努めます。

環境家計簿をつけることで省エネルギー行動などを実践するとともに、点検・評価に努めます。

事業者の環境保全行動

ISO14001などの環境マネジメントシステムの構築に努めます。

市が提示する環境配慮事項や環境配慮チェックリストによる評価に取り組むなど、事業活動の見直しによって環境負荷の低減に努めます。

個別目標(18) 広域連携の推進

東京都のほか、多摩川の流域自治体や近隣自治体との連携を深め、環境問題の解決に向け広域的な対応を推進します。また、海外の環境団体などとの情報交換を推進します。

行政の環境施策

東京都や近隣自治体などと連携して環境保全を推進します。
多摩川の流域自治体と連携して、多摩川の水質改善などを推進します。
地球環境の保全について、関係機関との連携を推進します。
海外の環境団体などとの情報交換を推進します。

市民の環境保全行動

東京都や近隣自治体などと連携した環境保全活動に協力します。
流域自治体が連携して行う多摩川の水質改善などに協力します。
海外の環境団体などとの情報交換に協力します。

事業者の環境保全行動

東京都や近隣自治体などと連携した環境保全活動に協力します。
流域自治体が連携して行う多摩川の水質改善などに協力します。
海外の環境団体などとの情報交換に協力します。

個別目標(19) 市民・事業者・行政の連携

市民や事業者の環境保全行動や行政の環境保全施策を連携させ、相互のつながりをもたせるため、各主体の意見を交換する機会を設けるとともに、市民や事業者へ環境情報の提供や市民や事業者からの環境情報の収集を行います。

また、環境基本計画の進ちょく状況について、市民、事業者及び行政が相互に意見交換や提案を行う機会を設けます。

行政の環境施策

市民や事業者、行政が環境保全行動や環境保全施策について相互に意見を交換する機会を設けます。

市民や事業者、行政の連携のため、環境保全活動の支援センターを設置するとともに、市民や事業者へ環境情報の提供や市民や事業者からの環境情報の収集を行います。

環境基本計画の進ちょく状況などを市の環境報告書などにより公表します。環境基本計画の進ちょく状況について意見交換や提案を行えるような機会を設けます。

市民の環境保全行動

市民や事業者、行政の環境保全行動や環境保全施策に関する意見交換会への参加に努めます。

環境保全活動の支援センターの運営に協力します。

環境基本計画の進ちょく状況に関する意見交換会への参加に努めます。

事業者の環境保全行動

市民や事業者、行政の環境保全行動や環境保全施策に関する意見交換会への参加に努めます。

環境保全活動の支援センターの運営に協力します。

環境基本計画の進ちょく状況に関する意見交換会への参加に努めます。